

居住に課題を抱える人に対する 居住支援について 【令和2年度居住支援サミット】

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室
Ministry of Health, Labour and Welfare 障害健康福祉部 企画課

生活困窮者自立支援制度

H29年度予算:400億円 H30年度予算:432億円
H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円
R3年度予算案:550億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国905福祉事務所設置自治体で1,317機関(平成31年4月時点) 国費3/4)

〈対個人〉
・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉
・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

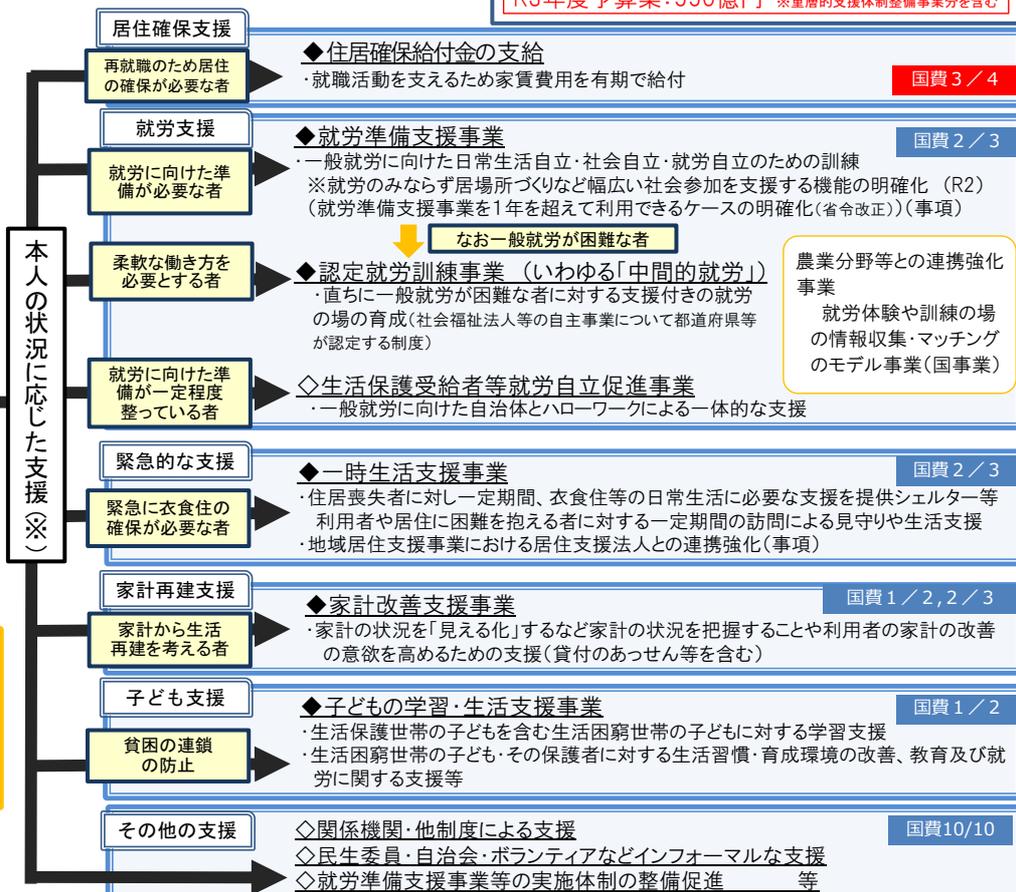
◆都道府県による市町村支援事業

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施 国費1/2

◇都道府県による企業開拓

・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング 国費10/10

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



【生活困窮者】生活困窮者地域居住支援事業

○ 現行の一時生活支援事業（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）【補助率2/3】を拡充し、**シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等**に対して**一定期間（1年間）、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加**することにより居住支援を強化。

対象者

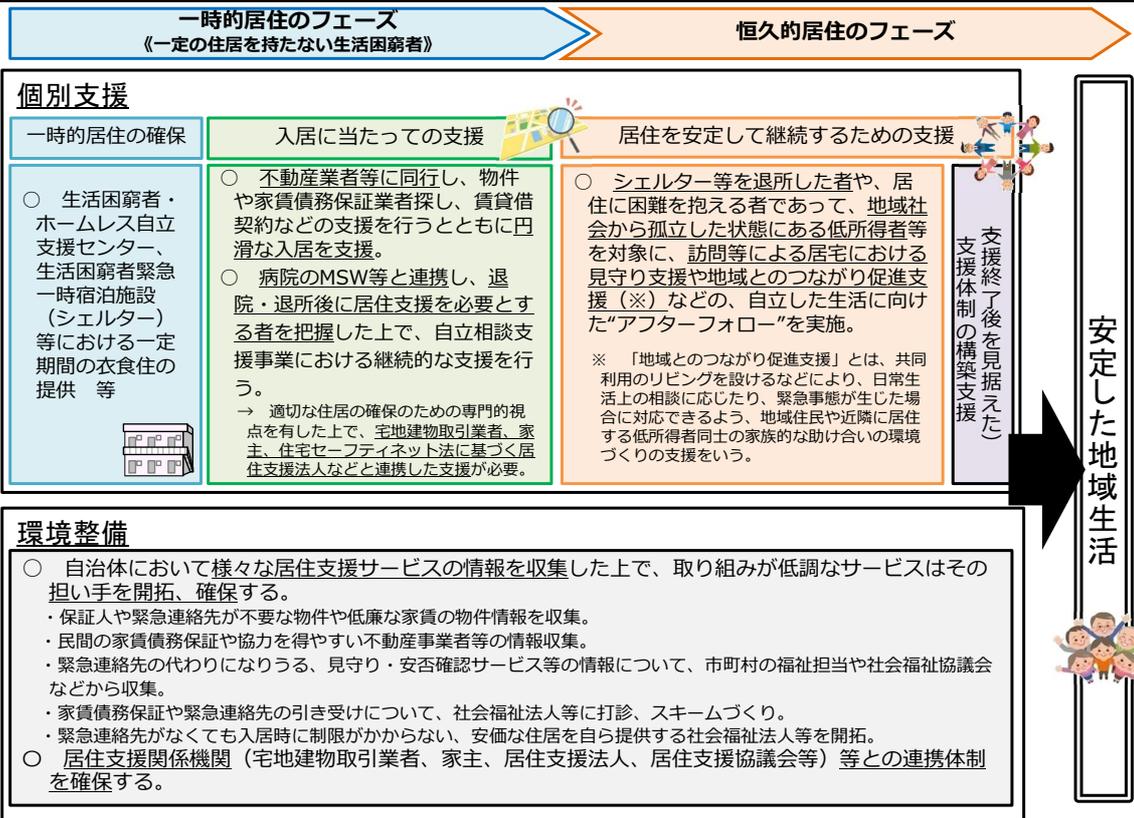
- シェルター等を退所した者
- 社会的孤立状態にある低所得者等
- ・ シェルター等を利用していた者
- ・ 地域で単身等で居住し、地域社会から孤立した状態にある者

実施自治体

- 福祉事務所設置自治体

支援内容

- ① 居住を安定して継続するための支援
 - ・ 訪問等による居宅における見守り支援
 - ・ 地域とのつながり促進支援 等
- ② 入居に当たっての支援
 - ・ 不動産業者等への同行支援 等
- ③ 環境整備
 - ・ 保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集
 - ・ 民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等の情報収集



生活困窮者等の住まい対策の推進

令和3年度予算案：7.6億円

事業概要

新型コロナウイルスの影響により、生活に困窮し、住まいを失った又はその恐れのある方に対し、アパート等への入居支援や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。

事業内容

今般の新型コロナウイルスの影響等により増加が懸念される住居不安定者に対し、アパート等への入居支援、入居後の定着支援などを進めるため、福祉事務所等における居住支援体制を強化する。

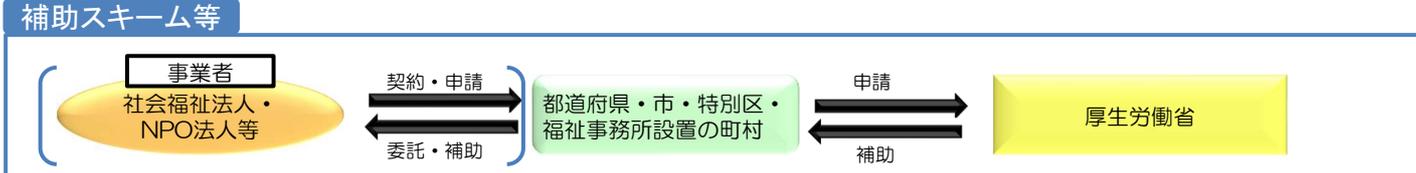
※ 住居喪失者など住まいに困窮している方に対し、入居から見守りまで一貫した居住支援を行う。

【支援内容(例)】

- ① 入居に当たっての支援
 - ・ 相談者の物件ニーズの把握、安価な物件等の情報提供
 - ・ 保証人や家賃債務保証業者探しの補助
 - ・ 受入先との連絡・調整、賃貸借契約に関する同行支援 等
- ② 安定的な居住のための支援
 - ・ アパート等入居後の訪問や電話等による見守り
 - ・ 安定した居住を継続するための助言 等

【支援対象】

- ・ 生活に困窮し、住まいを失った又はそのおそれのある方



(1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能)

(2) 補助率：国3/4、自治体1/4

不安定居住者に対する支援情報サイト及び総合相談窓口の設置

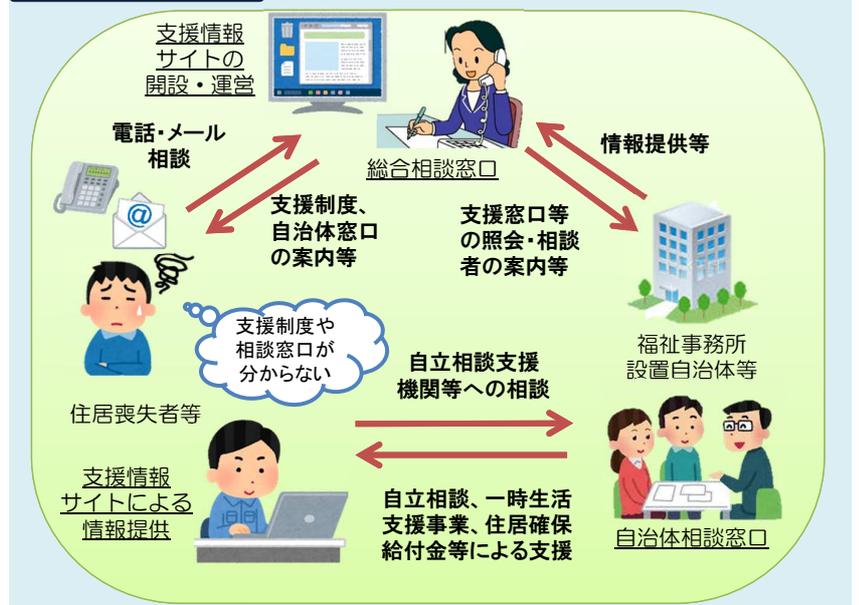
参考(国事業)

- 住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者には、路上等で生活するホームレスのほか、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりする不安定な居住環境にある者が含まれる。
- そうした不安定居住者においては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や一時生活支援事業、住居確保給付金といった各自治体実施している支援等につなげることが重要である。
- このため、住まいに困窮する方に対する支援情報サイトを開設するとともに電話やメールによる総合相談窓口を設置し、各支援策の情報提供、地域の自治体の相談窓口等への案内、不安定居住者の実態把握のためのデータベース作成等を行う。

事業内容

- 住居を失った又はそのおそれのある方が支援につながるため、生活困窮者自立支援制度における居住支援事業や地域の自治体の相談窓口などを分かりやすく紹介した情報サイトの開設・運営等による情報発信を行う。
- 電話相談窓口を設置し、住まいに困窮している方からの相談を電話やメール等で受け、各支援制度の紹介や助言等を行うほか、相談者が所在する自治体の相談窓口等につなぐ。
- 相談内容のデータベース化や情報サイトを活用したアンケートの実施等により、不安定居住者の実態把握を行う。

事業イメージ



生活困窮者自立支援制度における住まい施策との連携について

これまでの取り組み

<住まい支援の連携強化のための連絡協議会>

福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体により構成。
(本年8月、第1回をオンライン開催)

<居住支援全国サミットの開催>

国における居住や福祉に関する施策と各地の居住支援協議会で行っている先進的な取組みに関する情報提供を行う
(平成28年度～年1回開催。令和元年度は中止)

住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行うための連絡協議会を設置。
※平成28年度～平成30年度において、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を計5回開催

構成員	
<厚生労働省> 社会・援護局長 障害保健福祉部長 老健局長 子ども家庭局長	<福祉関係> ・全国社会福祉協議会 ・一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク ・特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク ・特定非営利活動法人日本相談支援専門協会(障害者関係) ・公益社団法人全国老人福祉施設協議会 ・全国児童養護施設協議会 ・全国母子寡婦福祉団体協議会(ひとり親関係) ・一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会(矯正施設退所者関係)
<国土交通省> 住宅局長	<住宅・不動産関係> ・一般社団法人全国居住支援法人協議会 ・公益財団法人日本賃貸住宅管理協会(日管協) ・公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協) ・公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連) ・公益社団法人全日本不動産協会(全日)
<法務省> 矯正局長 保護局長 ※ 出入国管理庁はオブザーバー参加を検討	<矯正・保護関係> ・更生保護法人全国更生保護法人連盟 ・認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構
議題	
○第1回連絡協議会(令和2年3月3日) ・各省より、施策の現状・課題等について報告 ・関係団体より、現状・取組等について報告 ・地方支分部局等のブロック単位での連携体制構築等	

<生活困窮者向け相談窓口に対する住宅関連情報の提供について(事務連絡)>

公営住宅の空き室等の情報が適切に提供されるよう相談窓口の一覧を福祉部局に送付

課題

- ・ 本省間においては、随時情報共有や意見交換を行っているが、自治体の住宅部局福祉部局間における各施策の理解度、情報共有の深度にはむらがある。
- ・ 複合的な課題が含まれる相談を各部局で対応するため支援が区々となるおそれ。

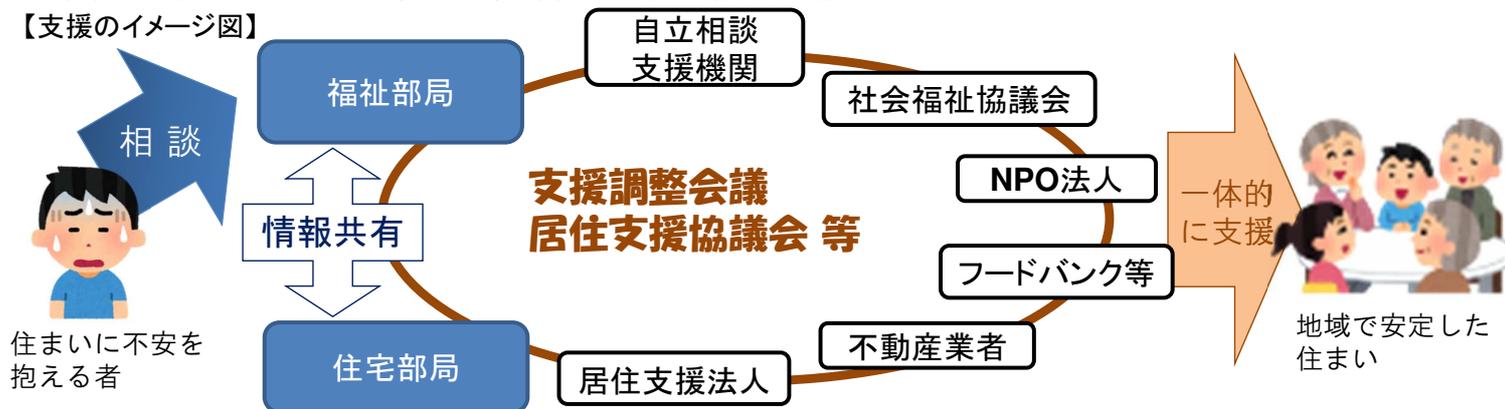
今後の対応

- ・ 福祉・住宅の連携による総合相談窓口設置等のモデル的取組への支援
- ・ 住宅・福祉部局の連携に係る好事例について横展開
 - ⇒ 支援調整会議と居住支援協議会を同時開催するなど
- ・ 福祉・住宅の相談窓口において、各種支援に関するリーフレット等の配布 など

○A市の場合

相談は主に福祉部局で受け、必要に応じて随時住宅部局とも情報を共有。
支援調整会議においては、両部局及び関係者が同席し支援プランを決定。

【支援のイメージ図】



障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

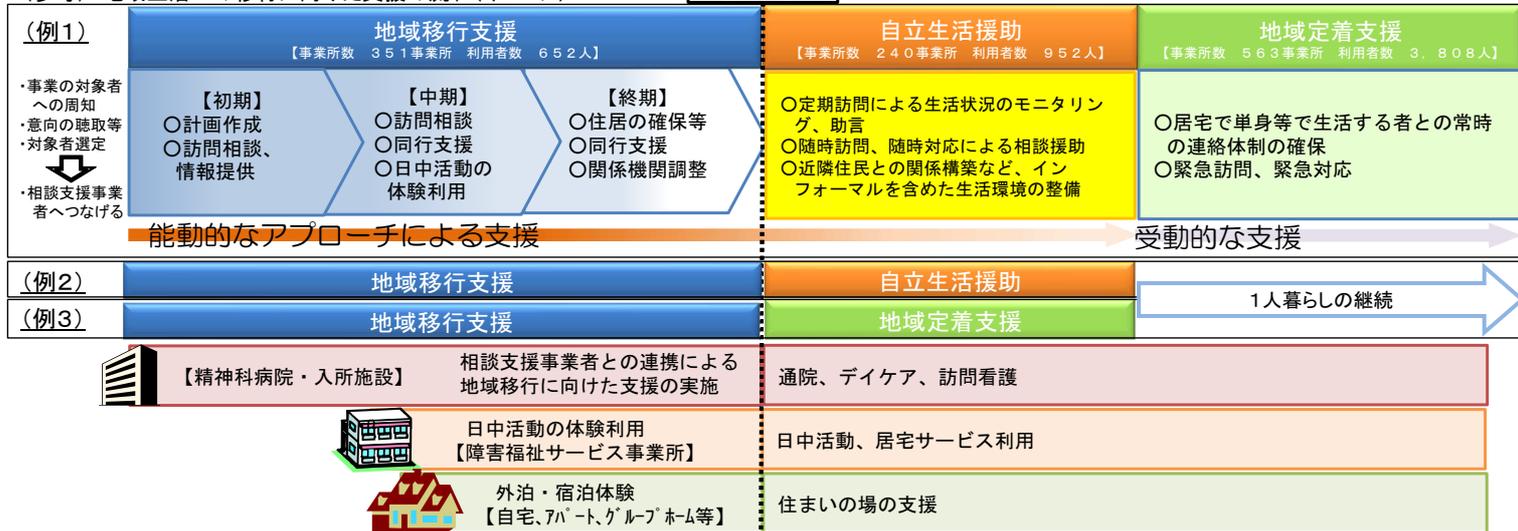
地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和2年10月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

自立生活援助（平成30年4月～）の概要

サービス内容

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、一定の期間にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

※市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合は更新可能

対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

※自立生活援助による支援が必要な者（例）

- 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰り返し等）
- その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

※家族による支援が見込めないと判断する場合（例）

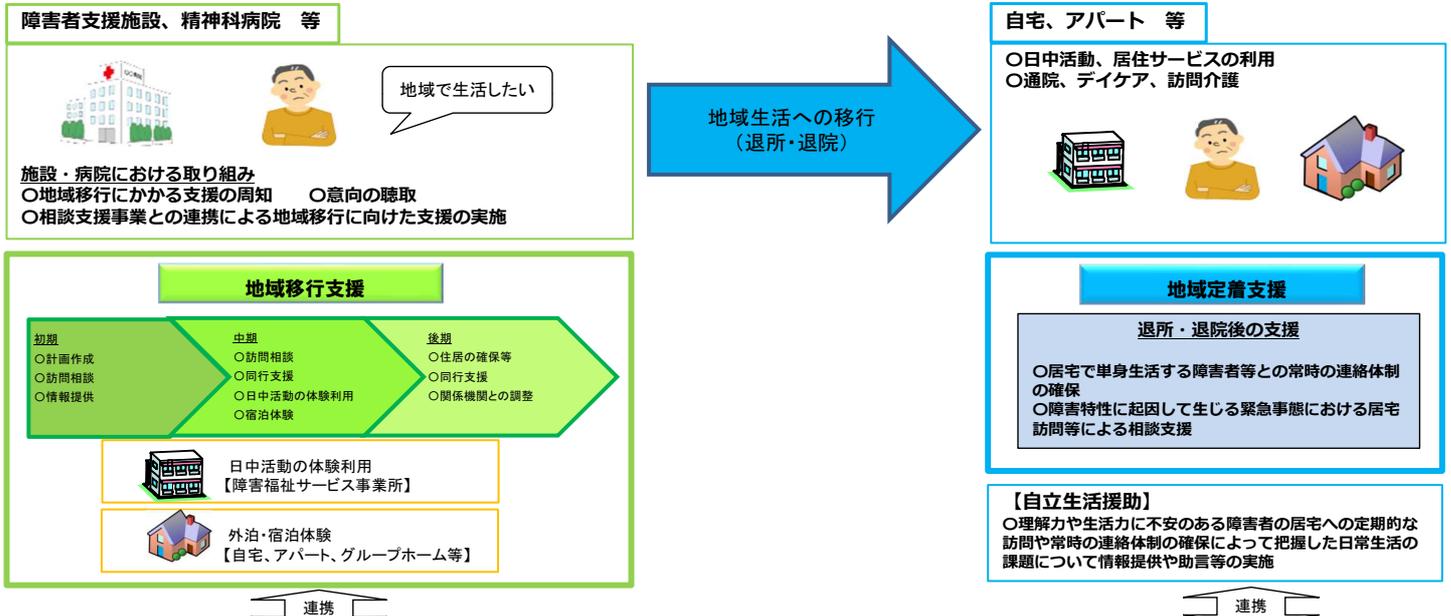
- 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
- 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
- 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
- その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。

地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

（参考） 地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）



【障害者総合支援法に基づく協議会によるネットワーク化】市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業、生活支援センター 等

	地域移行支援	地域定着支援	
事業所数	351事業所	563事業所	
利用者数	652人	3,808人	国保連令和2年10月実績